

天理市告示第260号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成27年3月天理市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

天理市長 並 河 健

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第12条、第14条関係）

精神障害者医療費受給資格証 交付（更新）申請書

対 象 者	ふりがな	居住地												
	氏 名	男 女	(住所)											
	生年月日	年	月	日	個人番号									
配 偶 者	氏名		住所											
扶 養 義 務 者	氏名		住所											
	対象者との続柄													

所 得 状 況	対 象 者	配 偶 者	① 扶 養 義 務 者	
② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状 況欄については、70歳以上の同一生計配偶 者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除 対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満 の者)の合計数)	(人)	(人)	(人)	
③ 所 得 額	円	円	円	
雑 損	円	円	円	
医 療 費	円	円	円	
社 会 保 険 料	円	円	円	
④ 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	円	円	
配 偶 者 特 別	円	円	円	
控 除	障害者(特別障害者を除く。)である 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	
	特別障害者である同一生計配偶者及び 扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり 親・勤労学生の別	障・特障・寡婦 ・ひとり・勤	障・特障・勤	障・特障・寡婦 ・ひとり・勤
	肉用牛の売却による農業所得について の免除額	※ 円	※ 円	※ 円
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	

⑤ 加入医療保険	被保険者氏名	対象者との続柄	住所
保 険 種 別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)・船・共	本人 家族	記 号 番 号
保 険 者 番 号 及 び 名 称			

⑥ 交付申請事由	1 精神障害者になったため	4 その他()
	2 転入してきたため	(交付事由発生日)
	3 保険に新たに加入したため	年 月 日
※ 審 査	認 定 ・ 却 下	
上記のとおり精神障害者医療費受給資格証の交付を申請します。		
年 月 日	申請者	住所
		氏名
天理市長 様		電話

(注) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第24条、第26条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者） 認定（更新）申請書

対 象 者	ふりがな	居住地 (住所)
	氏 名 男 女	
	生年月日 年 月 日	個人番号 <input type="text"/>
配 偶 者	氏名	住所
扶 養 義 務 者	氏名	住所
	対象者との続柄	

所 得 状 況	対 象 者	配 偶 者	① 扶 養 義 務 者	
②同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状 況欄については、70歳以上の同一生計配偶 者、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除 対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満 の者)の合計数)	(人)	(人)	(人)	
③ 所 得 額	円	円	円	
④ 控 除	雑 損	円	円	
	医 療 費	円	円	
	社 会 保 険 料	円	円	
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	円	
	配 偶 者 特 別	円	円	
	障害者(特別障害者を除く。)である 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	特別障害者である同一生計配偶者及び 扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	障害者・特別障害者・寡婦・ひとり 親・勤労学生の別	障・特障・寡婦 ・ひとり・勤 ※ 円	障・特障・勤 ※ 円	障・特障・寡婦 ・ひとり・勤 ※ 円
肉用牛の売却による農業所得について の免除額	円	円	円	
※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円	

⑤ 加入医療保険	被保険者氏名	対象者 との続柄	住 所
	保 険 種 別	後期	本人 家族 記号番号
	保険者番号及び 名称		

⑥ 交付申請事由	1 精神障害者になったため	4 その他 () (交付事由発生年月日) 年 月 日
	2 転入してきたため	
	3 保険に新たに加入したため	
※ 審 査	認 定 ・ 却 下	

上記のとおり精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）の認定を申請します。

年 月 日 申請者 住所
氏名
天理市長 様 電話

- (注) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定に基づき作成されている申請書の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。